

土 総 第 9 9 8 号

平成27年3月18日

隠岐支庁県土整備局長 様
土 木 部 各 課 長 様
土木部地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課)

建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて（通知）

建設工事に係る変更契約については、「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて（通知）」（昭和60年12月13日付け管発632号）及び「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについての一部改正について（通知）」（平成10年3月11日付け管発690号）により、運用を行っているところですが、公共工事の品質確保に関する法律の一部改正により、請負金額及び工期の変更を適切かつ迅速に行うことが発注者の責務として明確化されたこと、また近年の技術者等が不足する状況や発注ロットの大型化に対処し速やかな事業執行を図るため、下記のとおり取り扱うこととしますので、適切な対応をお願いします。

記

1. 変更契約ができる範囲について

「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて（通知）」（昭和60年12月13日付け管発632号（平成10年3月11日一部改正））」の規定にかかわらず、変更契約のできる範囲を、当初請負代金4,000万円以上の工事に限り、追加変更工事費が当初請負代金の50%未満で、かつ5,000万円未満の場合にまで拡大する。

ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

2. 適用にあたっての留意事項

この措置の運用に当たっては、中小建設業者の受注機会の確保に努めるとともに、請負業者の施工能力及び専任技術者の状況等技術力を勘案して、適正な工事の施工が確保されるよう十分配慮すること。

また、変更契約にあたっては当初の請負歩率が基となるので、安易に変更することにより、受注者へ過度の負担を強いることのないよう留意すること。

3. 適用日

平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用する。

土 総 第 9 9 8 号
平成 2 7 年 3 月 1 8 日

各 部 （ 局 ） 長 様
教 育 長 様
警 察 本 部 長 様

土 木 部 長
（ 土 木 総 務 課 ）

建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり取り扱うこととし、土木部各課長ほかには通知しましたのでお知らせします。

管 発 第 6 9 0 号

平成10年3月11日

土 木 部 各 課 長
各土木建築（土木）事務所長
浜田河川総合開発事務所長
高 速 道 路 事 務 所 長 様
隠岐空港建設事務所長
出雲空港管理事務所長
各浄化センター所長

土 木 部 長
（ 管 理 課 ）

土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについての一部改正について（通知）

建設工事に係る変更契約については、「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて」（昭和60年12月13日付け管発第632号土木部長通知）により取り扱っていただいているところですが、工事費の上昇や発注規模の大型化に対処し、すみやかな事業の執行を図るため、同通知を下記のとおり一部改正し、平成10年4月1日から適用しますので、工事量の追加変更にあたり適切な取扱をしてください。

記

上記通知の記の1中「同約款第19条」を「同約款第20条」に、「1,500万円未満」を「2,500万円未満」に、「1,500万円以上」を「2,500万円以上」に改める。

管 発 第 6 9 0 号

平成10年3月11日

総 務 部 長
農 林 水 産 部 長
出 納 局 長
企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長

様

土 木 部 長
(管 理 課)

土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについての一部改正について（通知）

このことについて、当部では従来を取扱を別添通知（写）のとおり改正することとしましたのでお知らせします。

本 庁 各 課 (室) 長
各 土 木 (建 築) 事 務 所 長 殿
御 部 ・ 大 長 見 ダ ム 建 設 事 務 所 長

島 根 県 土 木 部 長
(管 理 課)

土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて(通知)

このことについては、昭和46年10月16日付け管発第289号各課長・各土木事務所長あて土木部長通知(同件名)により執行してきたところであるが、制定後かなりの期間が経過し、現状に適さない面が生じ、適正迅速な事務処理を行う上で支障を来しているところである。ついては、今回現状に即応するよう改正し下記により取扱うこととしたので、これが運用にあたっては、改正の主旨を理解され、遺憾のないよう対処されたい。

なお、今回の改正は「変更契約できる範囲」について行うこととし、「随意契約できる範囲」については条項の整理にとどめることとした。

記

1 変更契約できる範囲

変更契約については、島根県公共工事請負契約約款に定められているところであるが、同約款第19条により工事量を追加変更できる範囲は、次のとおりとする。

- イ 追加変更工事費が請負代金の30%に相当する額未満で、かつ、1,500万円未満の場合とする。ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。
- ロ したがって工事量を追加変更する場合で、その工事費が請負代金の30%に相当する額以上、又は、1,500万円以上となる工事は、原則として別途契約とする。

2 随意契約できる範囲

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号(以下「令」という。)に掲げられ、昭和39年6月18日総第311号総務部長通知「島根県契約規則の施行について」により運用することになっているが、特名随意契約によることができる場合は概ね次のような場合とする。

(1) 指名競争入札を不利と認められる場合(令第4号)

- イ) 既契約の工事を施工するため、設置されている施工施設(運搬路、栈橋、動力設備、コンクリート設備、ケーブルクレーン及び施工建物等)を利用して工費の節減が見込まれるとき。
- ロ) 橋梁、トンネル、堰堤等の重構造物を各年度にわたり継続して施工するとき。
- ハ) 特殊工事で特定業者(特許業者)でなければ施工困難なとき。
- ニ) 工事箇所が地理的条件により隣接箇所では施工中の請負者でなければ円滑な工事進捗が期しがたいとき。

(2) 緊迫工事の場合(令第3号)

災害その他緊急な事態により直ちに工事を施工する必要がある場合で競争入札に付する暇がないとき。

管 発 第 6 3 2 号
昭和60年12月13日

農林水産部長
企業局長 殿
警察本部長

土 木 部 長
(管 理 課)

土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて（通知）

このことについて、当部においては、従来の取扱いを見直し、別添通知（写）のとおり改正することとしました。

つきましては、貴職関係機関におかれましても、「関係部局が共同歩調をとり対処すべきである」との監査委員の指摘もあり、これに準じた運用を図られますよう配慮方お願いいたします。